

社会福祉法人朋和会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人朋和会の理事、監事、評議員及び第三者委員（以下「役員等」という。）の報酬及び交通費（以下「報酬等」という。）について定める。

(定義)

第2条 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務遂行の対価として支払う。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 役員等が理事会又は評議員会（以下「会議」という。）に出席したときは、別表1に定める額を支払うことができる。ただし、同日に、合わせて法人の他の業務を行った場合は、第4条に定める報酬等を支払うことができる。

2 役員等が同一日に開催された別の会議に出席したときは、別表1に定める報酬等の1日分だけを支払うものとする。ただし、同日に、合わせて法人の他の業務を行った場合は、第4条に定める報酬等を支払うことができる。

(役員等にかかる勤務報酬等)

第4条 理事及び評議員が会議出席の日以外の日において、理事長の命を受けて法人又は施設の運営のための業務を行った場合は、別表2に定める額を支払うことができる。

2 監事が会議出席の日以外の日において、法人又は施設の指導監査への立会い、運営状況の指導、監査の業務を行った場合は、別表2に定める額を支払うことができる。

3 第三者委員が会議出席以外の日において、法人又は施設運営のための業務を行った場合は、別表2に定める額を支払うことができる。

4 第3条の規定に関わらず、法人又は施設運営のための業務にあたる役員に対して、月額報酬を支払うことができる。

(支給方法等)

第5条 前二条の報酬等について支払う場合は、速やかに現金にて支払うものとする。

(出張)

第6条 役員等が、法人業務のために出張する場合は、別表3に定める額を支払うことができる。

2 業務遂行において経費を必要とする場合は、実費を支給することができる。

3 出張旅費は、原則として出張終了後清算することとするが、これに寄りがたい場合は、事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する理事については、正職員給与規程を準用する。

(改正)

第8条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 (日額、税引き後)

名 称	報 酬
役員等	10,000円

交通費について、実際に必要な額が実費弁償費を超える場合は、その実費とする。(以下同じ。)

別表2 (日額、税引き後)

名 称	報 酬
理事、監事及び評議員	20,000円
第三者委員	10,000円

別表3 (日額、税引き後)

名 称	報酬	交通費	宿泊費(1泊)	その他経費
理事、監事及び評議員	20,000円	必要額	30,000円	必要額
第三者委員	10,000円		限度(必要額)	